

【業務方法書 資料-①】

独立行政法人北方領土問題対策協会業務方法書に関する新旧対照表(傍線の部分は改正部分)

業務方法書(変更後)	業務方法書(現行)
(略)	(略)
(国民世論の啓発) 第3条 協会は、次の各号に掲げる業務を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、国民世論の啓発を図る。 一 北方領土返還要求運動の推進 二 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 三 <u>わかりやすい情報を提供</u> 四 北方四島交流事業の実施	(国民世論の啓発) 第3条 協会は、次の各号に掲げる業務を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、国民世論の啓発を図る。 一 北方領土返還要求運動の推進 二 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 三 <u>インターネット等を活用した情報を提供</u> 四 北方四島交流事業の実施
(調査研究) 第4条 協会は、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、調査研究を実施する。	(調査研究) 第4条 協会は、 <u>次の各号に掲げる業務を行うことにより、</u> 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、調査研究を実施する。 <u>一 北方領土問題等の研究者等を構成員とする研究会の開催</u> <u>二 国際シンポジウムの開催</u>
(援護事業) 第5条 協会は、次の各号に掲げる業務を行うことにより、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し必要な援護を行う。 一 元島民等が行う返還要求運動 <u>や資料収集等の活動を支援</u> 二 <u>北方四島の元居住地へのいわゆる自由訪問の実施を支援</u>	(援護事業) 第5条 協会は、次の各号に掲げる業務を行うことにより、 <u>昭和20年8月15日において</u> 北方地域に生活の本拠を有していた者に対し必要な援護を行う。 一 元島民等の <u>団体</u> が行う返還要求運動 <u>に対する支援</u> 二 <u>戦前における</u> 北方四島生活実態、引き揚げの状況等に関する

【業務方法書 資料-①】

業務方法書（変更後）	業務方法書（現行）
<p>(略)</p> <p>(北方地域旧漁業権者等法第4条に関する業務)</p> <p>第7条 協会は、次の各号に定めるところにより、北方地域旧漁業権者等法第4条に規定する業務（以下「貸付業務」という。）を実施する。</p> <p>2 貸付業務を行う際の貸付条件等は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(貸付条件等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 貸付金の種類、貸付金の使途、貸付の相手方、利率、償還期限、据置期間及び貸付金の限度額並びに年間の貸付枠については、別表のとおりとする。 <p>(保証人及び担保)</p> <ul style="list-style-type: none"> 二 保証人及び担保を徴するものとする。ただし、担保を徴することが困難又は不適当で、且つ、債権保全上支障がないと認められるときは、理事長の定めるところにより担保を徴しないことができる。 <p>(償還の方法)</p> <p>三 貸付金の償還は、割賦又は一時払いとする。</p>	<p>る資料・証言の収集及び保存活動を支援</p> <p>三 北方四島自由訪問を元島民等の団体に委託して実施</p> <p>(略)</p> <p>(北方地域旧漁業権者等法第4条に関する業務)</p> <p>第7条 協会は、次の各号に定めるところにより、北方地域旧漁業権者等法第4条に規定する業務（以下「貸付業務」という。）を実施する。</p> <p>2 貸付業務を行う際の貸付条件等は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(貸付条件等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 貸付金の種類、貸付金の使途、貸付の相手方、利率、償還期限、据置期間及び貸付金の限度額並びに年間の貸付枠については、別表のとおりとする。 <p>(保証人及び担保)</p> <ul style="list-style-type: none"> 二 保証人及び担保を徴するものとする。ただし、担保を徴することが困難又は不適當で、且つ、債権保全上支障がないと認められるときは、理事長の定めるところにより担保を徴しないことができる。 <p>(償還の方法)</p> <p>三 貸付金の償還は、割賦又は一時払いとする</p>

【業務方法書 資料-①】

業務方法書(変更後)	業務方法書(現行)
(貸付条件の変更) 四 災害その他特別の事由により、貸付を受けた者につき元利金の支払いが著しく困難であると認める場合には、貸付条件又は延滞元利金の支払方法を変更することができる。	(貸付条件の変更) 四 災害その他特別の事由により、貸付を受けた者につき元利金の支払いが著しく困難であると認める場合には、貸付条件又は延滞元利金の支払方法を変更することができる。
(重複貸付の制限) 五 現に転貸機関より貸付を受けている者に対する同一融資対象への貸付はできない。	(重複貸付の制限) 五 現に転貸機関より貸付を受けている者に対する同一融資対象への貸付はできない。
(転貸資金の貸付条件) 六 転貸機関が行う協会資金の転借人への貸付は、協会が行う直接貸付にかかる資金の貸付条件と同一の条件を附すべきこととする。	(転貸資金の貸付条件) 六 転貸機関が行う協会資金の転借人への貸付は、協会が行う直接貸付にかかる資金の貸付条件と同一の条件を附すべきこととする。
(貸付金額の限度の特例) 削除	(貸付金額の限度の特例) 七 相当数の北方地域旧漁業権者等が受益すると認められる法人の営む事業に必要な資金で大型漁船の建造、冷蔵庫の設置等所定の貸付金額の限度によることが著しく困難であると認められるものであって、協会が特に必要と認めるものに係る貸付金額の限度については、主務大臣の承認を受けて所定の限度によらないことができる。
(貸付業務の委託の基準) 八 協会は、金融機関に対して、財務内容を検討し、以下の基準により貸付業務の一部を委託することができる。	(貸付業務の委託の基準) 八 協会は、金融機関に対して、財務内容を検討し、以下の基準により貸付業務の一部を委託することができる。

【業務方法書 資料-①】

業務方法書(変更後)	業務方法書(現行)
<p>(ア) 受託金融機関(以下「受託者」という。)は、受託業務に必要な資金の交付を受けたときは、協会に対し、別に定めるところにより利息を支払うものとする。</p> <p>(イ) 協会は、受託者に対し、別に定めるところにより受託業務取扱手数料を支払うものとする。</p> <p>(ウ) 受託者における受託業務に関する諸費用は、原則として受託者の負担とする。</p> <p>(エ) 受託者は、その取り扱いに係る貸付金の元金の償還又は利息の支払いの最終期限到来後6カ月を経過してもなお元利金の全部又は一部について償還又は払込みがなかったときは、受託者は直ちに当該未払元利金の2割に相当する金額を協会に対し、借受人に代わって弁済し、引き続きその管理回収の責に任じなければならない。</p> <p>(オ) 協会は、受託者が同号(エ)の規定による弁済を直ちにすることが事務処理上適当としない理由がある場合には、受託者の弁済を猶予することができる。</p> <p>(カ) 受託者が同号(エ)の規定により弁済した後、当該貸付金について元利金の払込み又は回収金の2割に相当する金額を弁済金の回収に充当することができる。受託者がその求償権に基づき回収した金額についても、また同様とする。</p> <p>(キ) 受託者は、貸付金が貸付の目的以外に使用されることがないよう適切な措置をとらなければならない。</p> <p>(ク) 受託者は、協会から委託された業務に関し経理を別にし、これに関する所定の報告をしなければならない。</p>	<p>(ア) 受託金融機関(以下「受託者」という。)は、受託業務に必要な資金の交付を受けたときは、協会に対し、別に定めるところにより利息を支払うものとする。</p> <p>(イ) 協会は、受託者に対し、別に定めるところにより受託業務取扱手数料を支払うものとする。</p> <p>(ウ) 受託者における受託業務に関する諸費用は、原則として受託者の負担とする。</p> <p>(エ) 受託者は、その取り扱いに係る貸付金の元金の償還又は利息の支払いの最終期限到来後6カ月を経過してもなお元利金の全部又は一部について償還又は払込みがなかったときは、受託者は直ちに当該未払元利金の2割に相当する金額を協会に対し、借受人に代わって弁済し、引き続きその管理回収の責に任じなければならない。</p> <p>(オ) 協会は、受託者が同号(エ)の規定による弁済を直ちにすることが事務処理上適当としない理由がある場合には、受託者の弁済を猶予することができる。</p> <p>(カ) 受託者が同号(エ)の規定により弁済した後、当該貸付金について元利金の払込み又は回収金の2割に相当する金額を弁済金の回収に充当することができる。受託者がその求償権に基づき回収した金額についても、また同様とする。</p> <p>(キ) 受託者は、貸付金が貸付の目的以外に使用されることがないよう適切な措置をとらなければならない。</p> <p>(ク) 受託者は、協会から委託された業務に関し経理を別にし、これに関する所定の報告をしなければならない。</p>

【業務方法書 資料-①】

業務方法書（変更後）	業務方法書（現行）
(事業の認定等に関する委嘱) <u>八</u> 協会は、都道府県等に対し、必要あるときは設計の審査、工事の認定等の事務を委嘱することができる。	(事業の認定等に関する委嘱) <u>九</u> 協会は、都道府県等に対し、必要あるときは設計の審査、工事の認定等の事務を委嘱することができる。
(略)	(略)
(細則) 第11条 協会は、この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営に関し、必要な事項について細則を定めるものとする。	第11条 協会は、この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営に関し、必要な事項について細則を定めるものとする。
附 則 この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、平成15年10月1日から適用する。	附 則 この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、平成15年10月1日から適用する。
附 則（平成16年4月1日） この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、平成16年4月1日から適用する。	附 則（平成16年4月1日） この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
附 則（平成16年12月1日） この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。	附 則（平成16年12月1日） この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。
附 則（平成17年4月1日） この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。	附 則（平成17年4月1日） この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

【業務方法書 資料-①】

業務方法書（変更後）	業務方法書（現行）
<p>附 則（平成 18 年 4 月 28 日） この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。</p> <p>附 則（平成 18 年 6 月 27 日） この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。</p> <p>附 則（平成 18 年 10 月 2 日） この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。</p> <p>附 則（平成 18 年 12 月 25 日） この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。</p> <p>附 則（平成 19 年 4 月 4 日） この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。</p> <p>附 則（平成 19 年 10 月 15 日） この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。</p> <p><u>附 則（平成 20 年 4 月 1 日）</u> <u>この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行し、</u> <u>平成 20 年 4 月 1 日から適用する。</u></p>	<p>附 則（平成 18 年 4 月 28 日） この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。</p> <p>附 則（平成 18 年 6 月 27 日） この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。</p> <p>附 則（平成 18 年 10 月 2 日） この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。</p> <p>附 則（平成 18 年 12 月 25 日） この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。</p> <p>附 則（平成 19 年 4 月 4 日） この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。</p> <p>附 則（平成 19 年 10 月 15 日） この業務方法書は、主務大臣の認可のあった日から施行する。</p>

貸付金の種類の新旧対照表

別表
1 貸付金の種類等

変更後		現行	
貸付金の種類	貸付金の使途	貸付金の種類	貸付金の使途
1. 個人が営む漁業に必要な資金	現行に同じ	1. 個人が営む漁業に必要な資金	(1) 漁船の建造、取得及び改造 (2) 漁船用機器の設置 (3) 養殖施設、処理加工施設、保蔵施設又はこれらに準ずる漁業用施設の設置 (4) 漁具又は漁網綱の購入 (5) 上記(1)(2)(3)の転貸 (6) 上記(4)の転貸 (7) 経営資金 (8) 上記(7)の転貸
2. 個人が営む農畜産林業に必要な資金	現行に同じ	2. 個人が営む農畜産林業に必要な資金	(1) 農地又は牧野の取得、改良及び造成 (2) 農舎、畜舎、温室、ふ卵育す施設又はこれらに準ずる農畜産業用施設の設置 (3) 家畜又は家きんの購入 (4) 農畜産林業用機具の購入 (5) 上記(1)(2)の転貸 (6) 上記(3)(4)の転貸 (7) 経営資金 (8) 上記(7)の転貸
3. 個人が営む商工業及びその他の事業(漁業及び農畜産林業を除く)に必要な資金	現行に同じ	3. 個人が営む商工業及びその他の事業(漁業及び農畜産林業を除く)に必要な資金	(1) 工場用建物、店舗、事務所、事業所又は倉庫の設置 (2) 車両、機械若しくは器具の購入又は事業用設備の設置 (3) 上記(1)の転貸 (4) 上記(2)の転貸 (5) 経営資金 (6) 上記(5)の転貸
削除	削除	4. 法人が営む漁業、農畜産林業、商工業及びその他の事業に必要な資金	(1) 個人が営む漁業、農畜産林業、商工業及びその他の事業に必要な資金(経営資金を除く)のそれぞれの使途に同じ (2) 経営資金
	削除	5. 生活に必要な資金	(1) 更生資金 協会が定める資金 (2) 生活資金 (3) 高等学校及び大学在学者の修学資金 (4) 住宅改良資金 増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の取得に要する資金 (5) 住宅新築資金 住宅の新築に必要とする資金(新築住宅を購入する場合を含む) (6) 土地取得資金 ア 住宅の新築に附隨して必要な土地の取得に要する資金(新築住宅を購入する場合を含む) イ 中古住宅の取得に附隨して必要な土地の取得に要す (7) 上記(4)及び(6)のイの転貸 (8) 上記(5)及び(6)のアの転貸
4. 生活に必要な資金	現行に同じ	「据置期間」及び「貸付金額の限度」欄については省略。	

(注) 業務方法書別表のうち、「貸付けの相手方」、「利率(年利)」、「償還期限」、
附則 この業務方法書の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

【業務方法書 資料一③】

貸付利率の設定方法について

貸付資金のうち、住宅新築・改良資金（土地取得資金を含む）、事業資金、経営資金について下記のとおり利率を設定する。

記

1. 住宅新築・改良資金（土地取得資金を含む）の利率は、住宅金融支援機構と民間金融機関の提携による証券化ローン「フラット 35」の全国平均利率の 80%の水準に設定する。

$$\begin{array}{lll} \text{(基準金利)} & \text{(設定水準)} & \text{(北対協利率)} \\ 2.966 & \times & 80\% \\ & = & 2.37 \end{array}$$

2. 事業資金の利率は、漁業近代化資金の「20 t 未満漁船資金」の利率の 80%の水準に設定する。

$$\begin{array}{lll} \text{(基準金利)} & \text{(設定水準)} & \text{(北対協利率)} \\ 1.70 & \times & 80\% \\ & = & 1.36 \end{array}$$

3. 経営資金の利率は、国民生活金融公庫の「経営改善資金」の利率の 80%の水準に設定する。

$$\begin{array}{lll} \text{(基準金利)} & \text{(設定水準)} & \text{(北対協利率)} \\ 1.90 & \times & 80\% \\ & = & 1.52 \end{array}$$

4. 利率は概ね 6 カ月ごと（4 月と 10 月）に見直し、直近月の上記利率を基準に決定する。ただし、特段の事情が生じた場合は適確に対処する。

5. 上記 1～3 の算出にあたっては、小数点第 3 位以下を切り捨てするものとする。

貸付利率の新旧対照表

別表

1 貸付金の種類等

貸付金の種類	貸付金の用途	利率(年利)	
		変更後	現行
1. 個人が営む漁業に必要な資金	(1)から(4)まで 事業資金 直貸	1.36%	1.44%
	(5)及び(6) 同上 転貸	0.86%	0.94%
	(7) 経営資金 直貸	1.52%	1.68%
	(8) 同上 転貸	1.02%	1.18%
2. 個人が営む農畜産林業に必要な資金	(1)から(4)まで 事業資金 直貸	1.36%	1.44%
	(5)及び(6) 同上 転貸	0.86%	0.94%
	(7) 経営資金 直貸	1.52%	1.68%
	(8) 同上 転貸	1.02%	1.18%
3. 個人が営む商工業及びその他の事業(漁業及び農畜産林業を除く)に必要な資金	(1)及び(2) 事業資金 直貸	1.36%	1.44%
	(3)及び(4) 同上 転貸	0.86%	0.94%
	(5) 経営資金 直貸	1.52%	1.68%
	(6) 同上 転貸	1.02%	1.18%
4. 生活に必要な資金	(1)及び(2) 更生資金・生活資金 直貸	3.00%	3.00%
	(3) 修学資金 直貸	無利息	無利息
	(4)から(6)まで 住宅資金 直貸	2.37%	2.40%
	(7)及び(8) 住宅資金 転貸	1.87%	1.90%

(注) 業務方法書別表のうち、「貸付けの相手方」、「償還期限」、「据置期間」及び「貸付金額の限度」欄については、省略。

附則

この業務方法書の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。